

フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業業務委託に関する質問と回答について

Q 【仕様書4（1）⑤その他】

クーポンが4000枚×1500円で600万円。委託料の中の600万円がクーポン費用ということですか。

A その通りです。

仕様書上の文言に沿えば、1セット1,500円のクーポンを4,000セット程度販売いただきたいということであり、クーポン原資（クーポン費用）は600万円程度となります。

Q 例えば、3900枚の販売に終わった場合は、15万円が委託料から控除ということですか。

A 販売予定数が4,000セットで、3,900セットの販売にとどまった場合はそうなります。

Q クーポンを購入したが使用せずキャンペーン期間が過ぎた場合の対応はどうなりますか。

A 使用期間を過ぎたクーポンは無効となり、購入者に対し返金等も行わないのが一般的と考えています。

本事業は、予定枚数のすべてを販売し、すべてを使用することを通じて、旅行者・参加事業者・地域へ最大限の効果を図ることを前提としており、万が一、質問のようなケースが生じた場合のクーポン代金の扱いについては、最適提案者と協議の上決定させていただきます。

Q 新型コロナウイルス感染症などの影響で本事業を途中で中止した場合、払い戻しの対応になるか。また、その費用は委託費の中で見込んでおくのか。

A 新型コロナウイルス感染症や天災などで本事業が遂行できない状況となった場合は、令和4年度内での事業の再開またはクーポンの有効期限の延長などの対応について、最適提案書と協議のうえ決定させていただきます。

Q 【募集要項】

今回、再度プロポーザルになったのはなぜでしょうか。

A 仕様書内の業務内容の説明が不十分な箇所があり、誤解を招きやすい表現となっていたため、仕様書を修正し、再度プロポーザルを開催させていただくこととなりました。